

後期高齢者医療保険制度の保険料が変わります

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。この保険料率は、北海道後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直すこととなっています。令和2・3年度の新しい保険料は次のとおりです。

◆保険料率改定の内容

	平成30・令和元年度	令和2・3年度
均等割（年額）	50,205円	52,048円【1,843円増額】
所得割	10.59%	10.98%【0.39ポイント増加】
賦課限度額	62万円	64万円【2万円増額】

◆均等割の軽減対象範囲の拡大

均等割の軽減判定基準が見直され、5割軽減と2割軽減の対象範囲が拡大されました。

・5割軽減の基準

33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数) ⇒ 33万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数)

・2割軽減の基準

33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数) ⇒ 33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)

◎均等割の軽減

4段階の軽減があり、被保険者と世帯主（被保険者ではない場合も含む）の所得の合計額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
33万円かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	7割	15,614円
33万円	7.75割	11,710円
33万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割	26,024円
33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)	2割	41,638円

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

◆被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。ただし、市町村国保や国民健康保険組合に加入されていた方は、該当なりません。また、所得の状況により、均等割の軽減割合が7割、または7.75割に該当する場合があります。

◆保険料の計算方法

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (前年の所得 - 33万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	--------------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

◆年間保険料額の例：夫婦2人世帯（世帯主は夫）で、ともに75歳以上で年金収入のみの場合

年金収入	夫	80万円	168万円	225万円	272万円
	妻	80万円	80万円	80万円	80万円
2年度保険料	夫	15,600円	28,100円	105,000円	172,300円
	妻	15,600円	11,700円	26,000円	41,600円
前年度保険料	夫	10,000円	23,400円	116,400円	176,200円
	妻	10,000円	7,500円	40,100円	50,200円
夫婦の軽減の該当		均等割7割 (前年度は8割)	均等割7.75割 (前年度は8.5割)	均等割5割 (前年度は2割)	均等割2割 (前年度は軽減なし)

※個人ごとの保険料は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でご確認ください。

圏市民税係Tel 54-2121 または北海道後期高齢者医療広域連合Tel 011-290-5601